

鳥取県国内交流補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県国内交流補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、全国各地にある鳥取県とゆかりのある地域と県内市町村等との交流や、鳥取県に縁のある伝統芸能を継承している地域との交流事業を支援することにより、交流人口の増加及び様々な分野での交流の促進を図り、地域の活性化及び全国への地域情報の発信に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 別表第1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者
 - (2) 別表第2の第1欄に掲げる事業を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、その者が行う補助事業（以下「間接補助事業」という。）に係る間接補助対象経費（補助事業に要する別表第2の第3欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計をいう。以下同じ。）を除く。）の一部について間接補助金を交付する市町村
- 2 本補助金の額は、同条第1項第1号に掲げる者が補助事業を行う場合にあっては、別表第1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額を除く）から、当該対象事業に伴う収入（本補助金及び当該対象事業実施に伴う市町村からの補助金等を除く。）の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。同条第1項第2号に掲げる者が間接補助金を交付する場合にあっては、間接補助事業に要する別表第2の第3欄に掲げる間接補助対象経費の額から、当該対象事業に伴う収入（本補助金及び当該対象事業実施に伴う市町村からの補助金等を除く。）の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業及び間接補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、補助事業に着手する30日前までに観光交流局交流推進課に提出するものとする。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額から当該対象事業に伴う収入（本補助金及び当該対象事業実施に伴う市町村からの補助金等を除く。）の額を控除した額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前項第3条の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける市町村の長は、第3条第1項第2号に規定する間接補助金を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第11条、 第12条(第4項を除く。) 第13条から第15条まで、 第16条第2項後段、 第17条、 第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	市町村の長
	様式第2号	市町村の長が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号	市町村の長が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表第1の第6欄、間接補助事業ごとに別表第2の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(情報の公表)

第9条 事業の公正性及び透明性を高めるとともに、広く市町村等の参考とし交流事業の促進を図るため、採択された事業の申請及び報告の書類等は、個人情報を除き公表する。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、観光交流局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月19日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年7月1日の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第7条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額	6 重要な変更
鳥取県外の地域と国内相互交流を図る事業のうち、次に該当するもの （1）新たに交流先と交流を行う事業 （2）中断していた交流先との交流を再開する事業 （3）既存の交流先との交流分野を拡大する事業 （4）鳥取県に縁のある伝統芸能を継承している地域との交流事業 （5）新たな国内交流先を模索するための初期活動事業 なお、上記（1）から（5）については、同一事業年度における派遣及び受入並びに一の事業年度における派遣又は受入の一方及び当該事業年度の翌々年度以内に実施されるその他方に限ることとする。	（1）市町村 （2）（複数の）市町村が主体となって構成する実行委員会等 ただし、同一年度内では、1事業実施主体につき、1事業のみを補助対象とする。	補助事業を実施するために必要と県が認める経費。（旅費、謝金、委託費（県内事業者が実施したものに限る。ただし、県外での事業実施など止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない）、使用料等） ただし、人件費、食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く）、備品の購入費は対象としない。	1／2	500千円 ただし、事業実施主体が第2欄の（2）である場合は、市町村が補助又は負担する額（複数の市町村が主体となる場合はその合計額）を超えないものとする。	（1）本補助金の増額を伴うもの （2）交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

別表第2（第3条、第7条関係）

1 間接補助事業	2 事業実施主体	3 間接補助対象経費	4 補助率	5 限度額	6 重要な変更
鳥取県外の地域及び民間団体と国内相互交流を図る事業のうち、次に該当するもの （1）新たに交流先と交流を行う事業 （2）中断していた交流先との交流を再開する事業 （3）既存の交流先との交流分野を拡大する事業 （4）鳥取県に縁のある伝統芸能を継承している地域との交流事業 （5）新たな国内交流先を模索するための初期活動事業 なお、上記（1）から（5）については、同一事業年度における派遣及び受入並びに一の事業年度における派遣又は受入の一方及び当該事業年度の翌々年度以内に実施されるその他方に限ることとする。	県内に活動拠点を有する民間団体 ただし、同一年度内では、1事業実施主体につき、1事業のみを補助対象とする。	間接補助事業を実施するために必要と県が認める経費。（旅費、謝金、委託費（県内事業者が実施したものに限る。ただし、県外での事業実施など止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない）、使用料等） ただし、人件費、食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く）、備品の購入費は対象としない。	1／2	500千円	（1）本補助金の増額を伴うもの （2）交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

〇〇年度鳥取県国内交流補助金 事業計画（報告）書

1 申請者

申請者氏名 （団体の場合は、団体名及び代表者名）	
住 所（所在地）	
連絡先	

2 事業の概要

事業の名称		
事業の目的		
事業概要	（①実施予定日、②対象者、参加（予定）人数、開催場所、事業概要等を記載してください。間接補助の場合は、①間接補助事業者が実施する事業の概要（実施主体、実施予定日、対象者、参加（予定）人数、開催場所、内容等）、②市町村のかかわり方（支援体制）等を記載してください。）	
翌年度の事業予定	（①交流の将来像、②翌年度の計画（予定）等を記載してください。間接補助の場合は、間接補助事業者の交流の将来像、翌年度の計画（予定）及び市町村の今後のかかわり方等を記載してください。）	
他の補助金の活用の有無	有 無	※「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。また、間接補助の場合、間接補助事業者の市町村以外からの補助金の活用の有無についても、記載してください。

※事業について参考となる資料を添付してください。間接補助の場合は、間接補助事業者の概要及び収支等がわかるものを添付してください。

様式第2号（第4条、第8条関係）

〇〇年度鳥取県国内交流補助金収支予算（決算）書

（収入の部）

（単位：円）

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
合 計				

※収入の内訳を具体的に明記すること。

（支出の部）

（単位：円）

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
合 計				

様

職 氏 名 印

〇〇年度鳥取県国内交流補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県国内交流補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先 鳥取県観光交流局交流推進課・電話番号0857-26-〇〇〇〇）

記

- 1 対象事業
本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円
- 3 経費の配分
本補助金の補助対象経費（申請書の収支予算書に記載された経費とする。以下同じ。）の配分は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。
- 4 本補助金の額の確定
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県国内交流トライアル補助金交付要綱（平成25年4月1日付第201200195016号鳥取県文化観光局長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。
- 5 補助規程の遵守
本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

職 氏 名 印

〇〇年度鳥取県国内交流補助金仕入控除税額確定報告書

鳥取県国内交流補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
 - (1) 補助金の確定額 金 円
 - (2) 補助対象経費の額 金 円
(年 月 日付第・・・・号による通知額)

- 2 実績報告控除税額
(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額)
金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額
金 円

- 4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）
 $(3 - 2) \times 1の(1) / 1の(2)$ 金 円
(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。